

改定

とちぎ

より使いやすく、効率的な生活交通の実現に向けて

生活交通ネットワーク

ガイドライン



平成26年4月

栃木県生活交通対策協議会

“とちぎ生活交通ネットワークガイドライン”の改定にあたって

我が国では、超高齢社会を迎え、特に地方における住民の移動手段の確保が課題となっています。平成25年末には、交通に関する基本理念等からなる「交通政策基本法」が施行され、今後の取り組むべき方向性が示されたところです。本県においても、モータリゼーションの進行や低密度市街地の拡大等を背景とした公共交通の衰退、高齢者の運転による交通事故の増加など過度な車依存型の生活の弊害が生じており、日常生活を支える公共交通（生活交通）に対して社会的な期待は高まる一方です。

栃木県生活交通対策協議会では、生活交通の維持・充実や利用促進に向けた意見交換などを行ってきたところであり、平成21年に、生活交通を効果的・効率的に持続させていくための羅針盤として、「とちぎ生活交通ネットワークガイドライン」を取りまとめました。

その後、県内市町村においては、公共交通空白地域の解消を主な目的として、区域運行によるデマンド交通の普及が進められてきたところですが、一部においては運行の効率性等についての新たな課題が生じています。また、バス事業者では、経営努力により経費削減等を進めているものの、効果的・効率的な運行に依然として課題があるなど改善する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本協議会では、平成24年度から、本県の生活交通の現状と新たな課題等について調査・分析し、その対応の方向性について議論を重ねてきました。その成果として、身近な生活交通をより使い易く持続可能なものとしていくために、地域の特性に応じた輸送形態の検討手法や継続的な改善・検証手法などを新たに掲載し、ガイドラインの改定版としてとりまとめました。

本ガイドラインが地域の生活交通を「創り」「守り」「育てる」上での一助となり、すべての方々の安心で充実した暮らしが次世代の子どもたちにも永く引き継がれていくことを期待するものです。

栃木県生活交通対策協議会 会長 吉田 隆
(栃木県県土整備部長)

◆ガイドラインの活用方法

■ 生活交通を守るには、市町村、地域、交通事業者の協働した取組が不可欠です

- 地域の公共交通（生活交通）は、主に高齢者やこども、マイカーを利用できない方々の、通勤・通学、通院、買い物等の日常生活を支える重要な交通手段です。
- しかし、民間バスの利用者は、昭和42年をピークに減少し続けており、交通事業者の自助努力による路線の維持はより一層困難になっています。
- 生活交通を維持・充実させていくためには、「市町村」が主体となり、「交通事業者」や「地域（住民）」等の関係者と協働し、生活の足を守り育てていく必要があります。

【市町村の役割】 ～生活交通のコーディネーター及び運営主体として～

- ・ 市町村は、民間バス路線に対する支援のほか、コミュニティバス・デマンド交通等の運営・管理を担う主体として、地域の生活交通の現状を診断し、生活交通の維持・充実に向けた「計画」（「戦略」、「ビジョン」）の立案など、中心的な役割を担うことが求められます。
- ・ また、策定した「計画」をもとに、交通事業者や地域住民との「連携」「協働」により、地域特性に適応した効果的・効率的な運行サービスを導入し、生活交通を維持・充実させていくことが求められます。

【地域の役割】 ～生活交通のユーザーとして～

- ・ 生活交通は、実際に地域の方々が利用することによりはじめて成立します。
- ・ 地域の住民や企業は、地域の生活の足となっている身近な生活交通に関心を持つとともに、市町村や交通事業者と連携し、生活交通を守り育てていくことが求められます。

【交通事業者の役割】 ～生活交通の運行主体として～

- ・ 交通事業者は、生活交通の運行主体として、市町村や地域との「連携」「協働」のもと、運行ルートやダイヤ調整等の運行サービスの適宜見直し、鉄道やコミュニティバス、デマンド交通等との連携などを通じて、路線の維持・充実にむけて、地域特性に適合した効果的・効率的な方法で生活交通を供給することが求められます。

【県の役割】 ～広域的な生活交通確保の視点からの支援～

- ・ 県は、生活交通を支えている交通事業者・市町村への情報提供・助言・運行支援等のほか、市町村を越える広域な移動に対応する生活交通について、関係者間の調整を図るなど、広域的な生活交通ネットワークの維持・充実にむけた支援を行います。

■ 生活交通の見直しの必要性を感じたら、読んでみてください

- 近年、県内の市町村や交通事業者では、生活交通の見直しの取組が進められています。
- しかし、これらの取組においても、なお利用者低迷や多額の行政負担を課題としてあげている事例も存在します。
- 本ガイドラインでは、「①市町村で生活交通の整備・運営に携わる方」「②地域にお住まいで生活交通に問題を感じている方」「③路線バス等の生活交通を実際に運行されている事業者の方」を主な対象として、地域の生活の足となる生活交通を創り・守り・育てていくための基礎知識や考え方について、近年、導入が進んだデマンド交通や民間バス路線に関する内容を追加し、これらを含んだ生活交通の見直し方法をできるだけわかりやすく解説しています。

◆ガイドラインの使い方

- 本ガイドラインは、3部構成、全7章でまとめられています。
- はじめから、順番に読みすすめていただければ、生活交通の基礎知識や地域の身近な交通を整備・改善する際の基本的な考え方が、おわかりいただけるかと思います。
- また、対象者ごと、本ガイドラインの活用場面ごとに参考となる章についても、以下に整理しました。
- “直面する問題に対応するために必要な部分だけを読みたい”といった場合には、こちらを参考に本ガイドラインをご覧ください。

注) 本ガイドラインの解説等で利用している県内の生活交通の実態に関するデータは、平成24年度の実績値を用いています。

表 ガイドラインの活用場面と参考にしていきたい章

対象者	ガイドラインの活用場面(例)	参考になると考えられる章						
		第1部		第2部		第3部		
		第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	第6章	第7章
市町村 (公共交通担当者)	①事業者からの各種申し入れへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者からサービスの変更(減便・系統の一部廃止)の打診があった。 ・ 事業者から新規参入の打診があった ②地域の生活交通に関する政策の立案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村合併に伴い、公共交通を再編したい ・ 福祉バスやスクールバス等、特定の目的で運行しているバスを効率的に運行したい ・ バスを中心としたまちづくりをしたい ③コミュニティバス、デマンド交通の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入したコミュニティバス、デマンド交通の運行改善を行い、効率的に運行したい 	△	◎	◎	◎	◎	○	◎
交通事業者	①既存運行サービスの改変 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が減少し、採算が厳しいので、減便や一部区間の廃止をしたい ・ 効率的な運行のため、バス路線網を変更したい ・ 市町村との協働でバス路線を再編したい ②系統の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなバス路線を開拓したい ・ 新しく住宅団地ができたのでバス路線を運行したい ③その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ バス運行に関わる補助制度が変わった 		○	◎	◎	◎	◎	
地域住民等	◎新たな生活交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバス、乗合タクシーを走らせたい ・ デマンドタクシーを走らせたい ・ ボランティア有償運送を行いたい ・ 住民が主体となった新しい生活交通を走らせたい 	△	◎	◎	◎	○		

◎重要と考えられる項目 ○必要に応じて参照いただきたい項目 △基礎知識としてお読みいただきたい項目

目 次

第1部 生活交通の基礎知識

第1章 とちぎの生活交通のいま（生活交通の現状）	1
1-1 生活交通の現状	1
1-2 生活交通をとりまく環境	4
第2章 生活交通の特徴を知ろう（生活交通の基礎知識）	9
2-1 生活交通の種類	9
2-2 生活交通の支援制度	16
2-3 生活交通の事例	24
2-4 生活交通と地域の相性	28

第2部 生活交通のつくり方

第3章 生活交通を走らせよう！・・・その前に	31
3-1 生活交通を考える上でのポイント	31
3-2 生活交通の計画・見直しのための資料	34
3-3 収集したデータの分析	38
第4章 生活交通の導入・改善方法を考える	39
4-1 導入・改善の方針の設定	40
4-2 運行計画の設定	43

第3部 生活交通の維持・運営にむけて

第5章 生活交通の導入と運営	51
5-1 生活交通の導入に向けた手続	51
5-2 実証運行～本格運行	56
5-3 本格運行後の管理・運営	61
第6章 民間バス路線の改善にむけて	65
6-1 ネットワークとして必要な生活交通路線の考え方	65
6-2 民間バスの見直し・改善の視点	67
6-3 民間バス路線の見直しの進め方	71
第7章 市町村生活交通の改善にむけて	75
7-1 市町村生活交通の担うべき範囲と役割	75
7-2 地域特性に応じた輸送形態の選択①（地域の需要特性の把握）	78
7-3 地域特性に応じた輸送形態の選択②（最適な輸送形態の選択方法）	84
7-4 市町村生活交通の見直しの進め方	90

資 料 編

